を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成24年３月30日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

ａ　四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち、「プレストレスト・コンクリート工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ｂ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ａの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ｃ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

ａ　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成９年度以降に元請けとして、次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が、ポストテンション方式のＰＣ連続橋（ＰＲＣ橋含む）であること。

ただし、上記㋐㋑は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｂ　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

ｃ　建設業法の土木一式工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴ａの認定（６⑴ａの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴ａの認定を受けていない構成員が６⑴ａの認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴ａの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴ａの認定又は６⑴ａの一般競争参加資格がないとの認定（６⑴ａの四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成24―25年度　石手川橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 24 年８月 29 日

独立行政法人都市再生機構

岩手震災復興支援局　局長　佐々木　功

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　03

○第１号

１　業務概要

⑴　業務名　山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務

⑵　業務内容

・目的　本業務は、山田町織笠地区及び山田地区の復興整備事業を早期に事業化するために、住民等の意向及び山田町復興計画等を踏まえ、防災集団移転促進事業の高台団地と被災市街地復興土地区画整理事業を基本とした基本設計図書等の作成、管理者協議資料等の作成、住民個別対応補助を行うことを目的とする。

・内容　①基本設計業務　②管理者協議資料作成等　③住民個別対応補助

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から平成25年３月15日まで

２　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成24年８月29日から山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務設計共同体協定書（３⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

①　提出期限　平成24年９月13日（木）午後５時

②　提出場所　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　計画調整第１チーム　電話019―601―6423

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

３　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付官報（政府調達第020号）公示）６の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。